

平成31年1月28日

各位

株式会社十六銀行

「7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険 ～トリガーセブン～」付保による 住宅ローン新規取扱開始のお知らせ

株式会社十六銀行（頭取 村瀬幸雄）は、平成31年2月1日（金）より、住宅ローンをお借入れされるお客さまの疾病に備えた保障ニーズの高まりにお応えするため、住宅ローンに付帯する団体信用生命保険に上乘せするローン返済支援保険として「7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険 ～トリガーセブン～」(以下、「トリガーセブン」といいます)の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせします。

「トリガーセブン」は、「悪性新生物（がん）、脳卒中および急性心筋梗塞」の3大疾病と「高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変」の4つの生活習慣病に対応したローン返済支援保険で、とりわけ3大疾病に対する補償が手厚く、罹患し所定の状態になった場合に住宅ローン残高が0円になるのが特徴です。

また、介護・健康・医療・生活等の日常の悩みに専門家がアドバイスする加入者専用サービス「メディカルアシスト」「デイリーサポート」「介護アシスト」がセットされており、充実したサービス内容となっております。

なお、上記補償内容の保険の取扱いについては、全国の地方銀行で初となります。

当行は、これからも住宅ローンをご利用いただくお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品・サービスの充実に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日
平成31年2月1日（金）より

2. 商品概要

項目	内容
付保対象ローン	十六信用保証付個人住宅ローン
加入年齢条件	加入時年齢：満20歳以上満40歳以下
融資利率	対象ローンの適用金利+0.3%
基本補償の概要	以下の場合に、その時点の付保対象ローンのお借入残高が保険金で弁済されます。 (1) がん（所定の悪性新生物）と診断確定された場合 (2) 脳卒中・急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的として入院をした場合 (3) 4つの生活習慣病（糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変）で入院または医師の指示による自宅療養により、働けない状態が1年30日を超えて継続した場合 4つの生活習慣病（糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変）で、入院または医師の指示による自宅療養により、働けない状態が30日を超えて継続した場合、31日目以降の就業障害期間に対し1ヶ月につき毎月返済予定額を1年間を限度にお受取りいただけます。

付 帯 サ ー ビ ス	(1) メディカルアシスト (2) デイリーサポート (3) 介護アシスト
引 受 保 険 会 社	東京海上日動火災保険株式会社

※ご加入には保険会社所定の引受審査があります。すべての方がご加入いただけるわけではございません。
 ※付保対象ローンのお申し込みについても別途、当行所定の審査がございます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございます。

3. 補償内容のイメージ



※上記は補償内容のイメージであり、保険内容に詳細は、営業店またはローンサービスセンターに用意しています「商品パンフレット」、「申込書兼告知書」に添付の重要事項説明書にてご確認ください。

<お問い合わせ先： 個人ローン業務グループ 058-266-2520 >

以 上

【本件ご照会先:経営企画部ブランド戦略室 TEL 058-266-2512】